



第7章 介護保険の費用の推計と
保険料



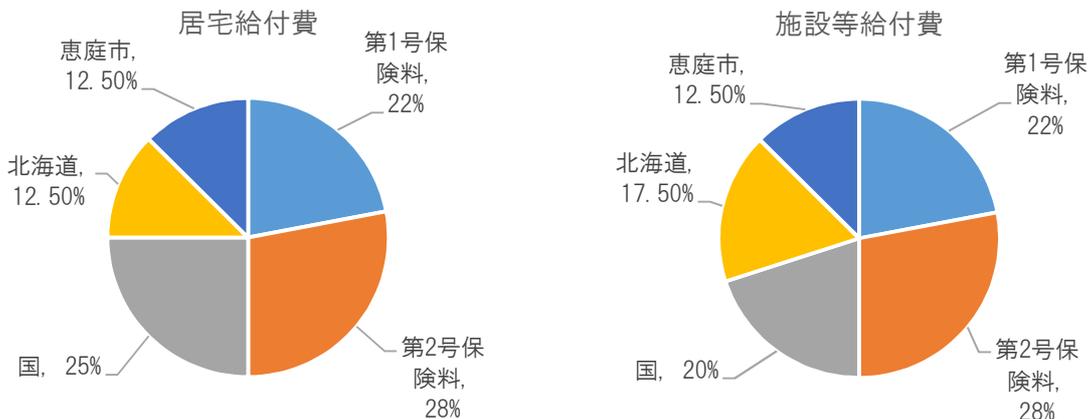
第7章 介護保険の費用の推計と保険料

1 保険給付費の見込み

1 保険給付費の財源構成

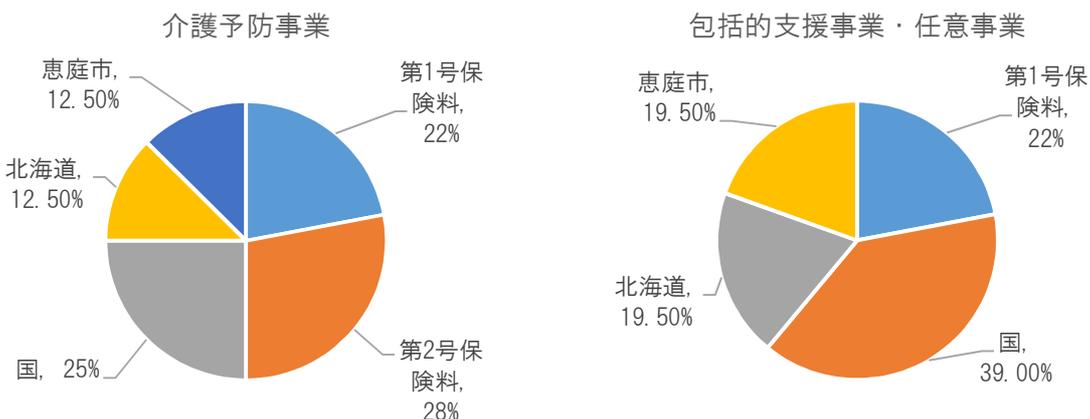
介護サービスを利用する場合、費用の1割が自己負担（2015（平成27）年8月より、所得や資産等の状況により、自己負担が2割となる方もいます。）となり、残りは介護保険から給付されます。介護給付費は、その財源の半分が保険料（65歳以上＝第1号被保険者22%、40歳～64歳＝第2号被保険者28%）であり、残りの半分を国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）の負担（公費）で賄います。

第1号被保険者が負担する保険料は、介護サービスの利用量に応じて決まります。



2 地域支援事業の財源構成

地域支援事業は、各年度の介護給付費見込額の3.0%の範囲内で行うこととされています。その財源構成は、介護予防事業は半分が国（25%）、北海道（12.5%）、市（12.5%）の負担、残りの半分を保険料（65歳以上＝第1号被保険者22%、40歳～64歳＝第2号被保険者28%）で賄います。包括的支援事業と任意事業については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担がなく、国（39%）、北海道（19.5%）、市（19.5%）の公費の占める割合が高くなっています。



3 第5期保険給付費等の実績と見込み

2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までの、第5期介護保険事業運営期間における保険給付費の実績と見込みは次のとおりです。

（千円）

サービスの種類		平成24年度 （実績）	平成25年度 （実績）	平成26年度 （見込み）	合計
居宅サービス	訪問介護	129,181	132,137	149,173	410,491
	訪問入浴介護	8,681	10,228	13,665	32,574
	訪問看護	51,233	47,225	45,192	143,650
	訪問リハビリテーション	11,245	12,155	15,058	38,458
	居宅療養管理指導	7,910	6,536	6,508	20,954
	通所介護	330,614	369,494	400,033	1,100,141
	通所リハビリテーション	165,952	168,219	168,177	502,347
	短期入所生活介護	57,557	56,641	58,728	172,926
	短期入所療養介護	24,493	25,629	27,599	77,721
	福祉用具貸与	48,539	51,932	58,389	158,860
	特定福祉用具販売	5,135	5,420	4,862	15,417
	住宅改修	22,960	25,711	27,570	76,242
	居宅介護支援・介護予防支援	117,353	122,826	129,502	369,681
	特定施設入所者生活介護【居住系】	115,926	130,129	140,098	386,153
計	1,096,779	1,164,283	1,244,554	3,505,616	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護【居住系】	379,383	380,410	378,666	1,138,459
	小規模多機能型居宅介護【居宅】	61,950	59,824	69,582	191,356
	定期巡回・随時対応サービス【居宅】	0	0	639	639
	地域密着型介護老人福祉施設【施設】	210,051	234,071	229,297	673,419
	計	651,385	674,304	678,184	2,003,873
施設サービス	介護老人福祉施設【施設】	308,453	304,076	318,163	930,691
	介護老人保健施設【施設】	535,995	603,078	629,220	1,768,293
	介護療養型医療施設【施設】	217,723	242,106	219,461	679,290
	計	1,062,171	1,149,260	1,166,844	3,378,274
特定入所者サービス費		131,653	142,784	169,009	443,447
高額サービス費		60,509	65,964	72,138	198,610
高額医療合算サービス費		6,255	8,263	10,692	25,210
審査支払手数料		3,170	3,331	3,007	9,508
保険給付費計		3,011,920	3,208,189	3,344,429	9,564,537
地域支援事業費		97,313	85,021	96,157	278,491
介護保険費計		3,109,233	3,293,210	3,440,586	9,843,028

4 第6期保険給付費等の見込み

2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの、第6期介護保険事業運営期間における保険給付費の見込みは次のとおりです。

（千円）

サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	訪問介護	216,259	261,413	234,025	711,697
	訪問入浴介護	29,595	37,143	58,723	125,461
	訪問看護	58,227	68,763	81,509	208,499
	訪問リハビリテーション	18,040	21,412	25,667	65,119
	居宅療養管理指導	5,765	6,837	7,705	20,307
	通所介護	492,585	667,318	683,811	1,843,714
	通所リハビリテーション	222,831	274,627	309,978	807,436
	短期入所生活介護	79,765	103,552	144,860	328,177
	短期入所療養介護	39,093	46,702	56,001	141,796
	福祉用具貸与	66,842	92,676	112,790	272,308
	特定福祉用具販売	7,279	9,296	10,244	26,819
	住宅改修	36,260	37,854	45,743	119,857
	居宅介護支援・介護予防支援	146,788	164,363	134,769	445,920
	特定施設入所者生活介護【居住系】	171,316	238,499	279,595	689,410
計	1,590,645	2,030,455	2,185,420	5,806,520	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護【居住系】	387,867	432,737	439,225	1,259,829
	小規模多機能型居宅介護【居宅】	85,278	92,118	102,637	280,033
	定期巡回・随時対応サービス【居宅】	15,223	29,071	44,238	88,532
	地域密着型介護老人福祉施設【施設】	239,021	246,342	256,334	741,697
計	727,389	800,268	842,434	2,370,091	
施設サービス	介護老人福祉施設【施設】	317,667	322,442	330,707	970,816
	介護老人保健施設【施設】	634,902	653,099	678,206	1,966,207
	介護療養型医療施設【施設】	230,624	232,665	237,107	700,396
計	1,183,193	1,208,206	1,246,020	3,637,419	
特定入所者サービス費		171,837	178,671	198,689	549,197
高額サービス費		77,665	84,732	92,443	254,840
高額医療合算サービス費		20,327	28,035	38,660	87,022
審査支払手数料		3,580	3,786	4,006	11,372
保険給付費計		3,774,636	4,334,153	4,607,672	12,716,461
地域支援事業費		97,123	109,166	387,201	593,490
介護保険費計		3,871,759	4,443,319	4,994,873	13,309,951

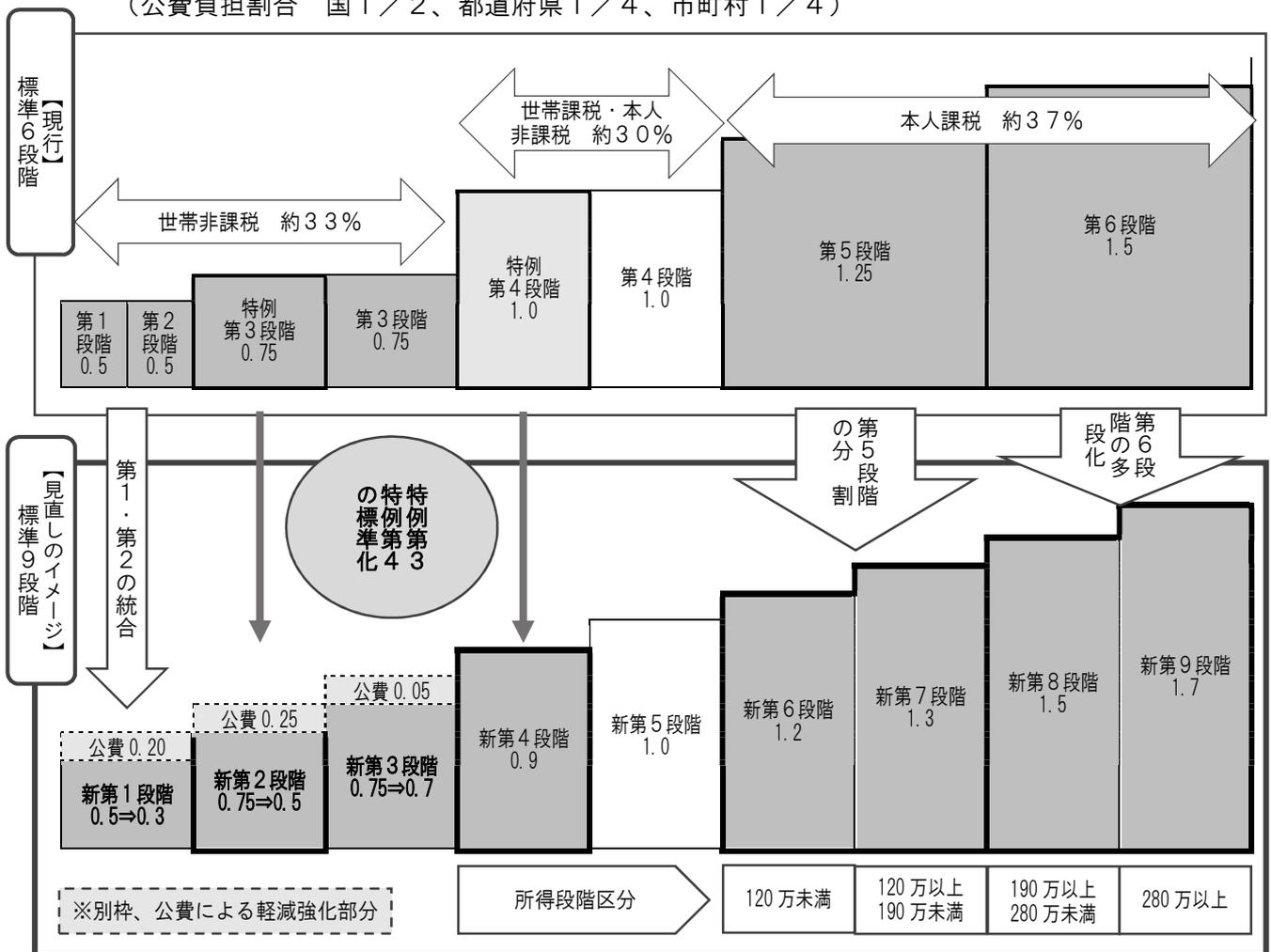
2 第1号被保険者の保険料設定

1 保険料段階及び保険料率の設定

第6期事業計画における保険料段階については、被保険者の所得水準に応じたきめ細やかな保険料段階を設定することとし、国が示した標準段階例や、本市のこれまでの保険料段階及び保険料率の設定状況を鑑みた設定を行います。

○ 国が示す保険料標準段階の見直し

介護保険給付費に対する5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減を強化する。
(公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)



低所得者に対する軽減強化については、介護保険法の改正により、公費を投入することで実現することになっており、具体的な軽減幅（負担軽減表は71頁に掲載）については、2015（平成27）年度予算編成において最終的に決定され、政令に規定されることとなります。

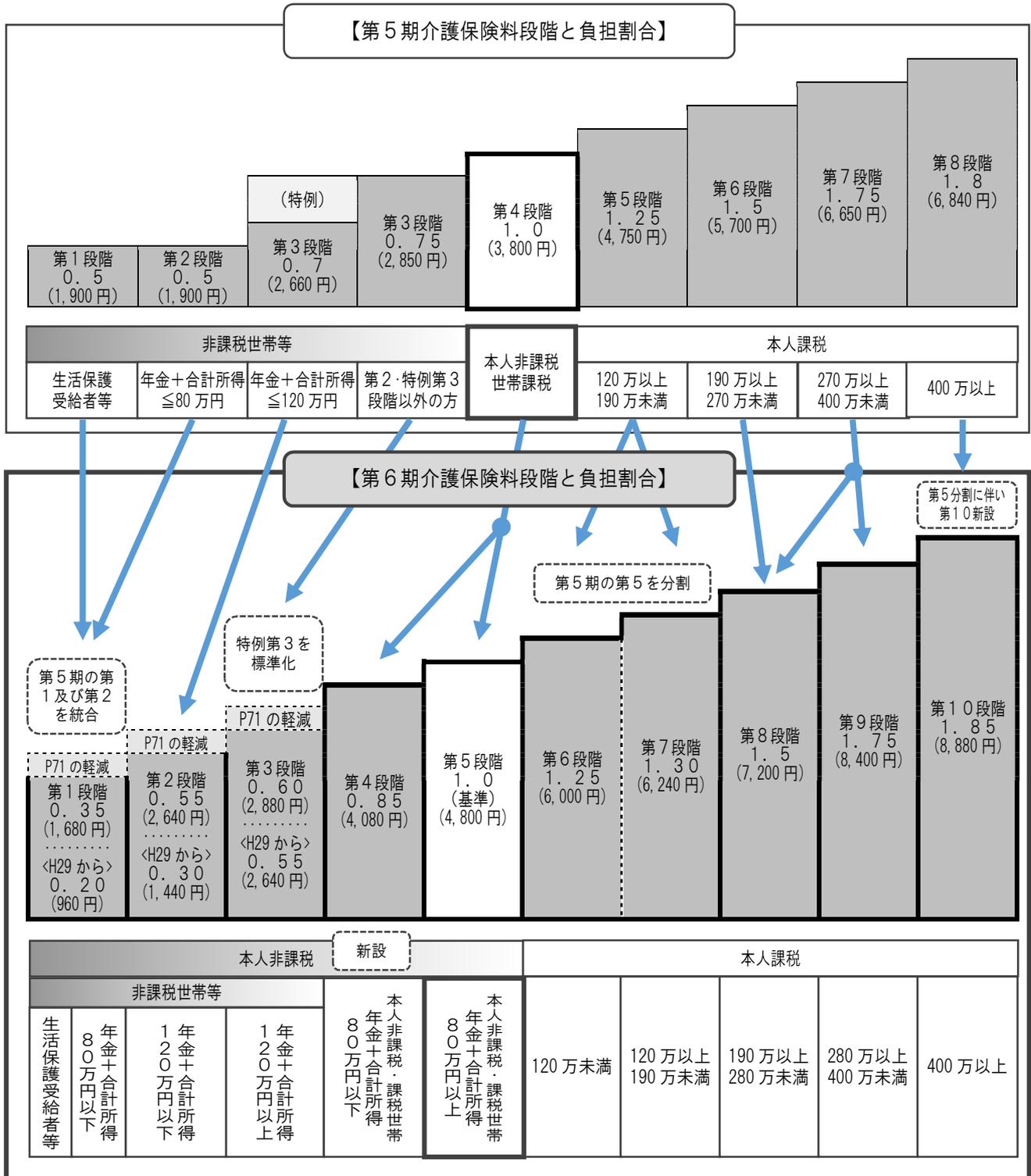
これらを踏まえ、第6期介護保険料の保険料段階及び保険料率については、次頁のとおり設定します。

2 第6期介護保険料段階及び保険料率について

第6期介護保険料段階については、国の示した所得段階を参考に、第5期計画で導入した9段階の保険料段階をさらに多段階化を図ります。

具体的には、第5期で導入した軽減策（特例段階）の標準化を行い、より細分化した新たな保険料段階を設定することにより、低所得者に配慮したきめ細やかな保険料段階となります。

これらにより、第6期事業計画中の「保険料段階と負担割合」を次のとおり設定します。



3 第1号被保険者の保険料

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、保険料はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービス水準を反映した金額となります。

第6期の介護保険料の設定にあたっては、国のワークシートにより高齢者人口の伸びや、今後利用が見込まれる介護保険サービス量の推計、また、国の制度改正に伴う新しい総合事業を充実させていくこと等を勘案し決定されます。

その結果、第6期の介護保険料（第1号被保険者の保険料基準月額）は、4,800円（年額：57,600円）となります。

ただし、消費税を財源とした低所得者に対する軽減強化については、増税時期の延期に伴い、第6期の1～2年目においては、第1段階の一部軽減を行い、3年目の2017（平成29）年度から第3段階までの負担軽減を行うこととなります。

<低所得者に対する負担軽減表>

保険料段階	負担割合	2015（平成27）年		2016（平成28）年		2017（平成29）年	
		公費負担	個人負担	公費負担	個人負担	公費負担	個人負担
第1段階	0.40	(0.05)	0.35	(0.05)	0.35	(0.20)	0.20
第2段階	0.55	—	0.55	—	0.55	(0.25)	0.30
第3段階	0.60	—	0.60	—	0.60	(0.05)	0.55

4 2025（平成37）年度の保険料推計

介護保険給付費見込み等の推計による、2025（平成37）年度における第1号被保険者の介護保険料は、次のとおり見込まれます。

		2016（平成28）年度	2025（平成37）年度
総人口		69,902人	68,566人
第1号被保険者数		18,051人	20,578人
65歳～74歳		9,252人	8,563人
75歳～		8,799人	12,015人
要介護認定者数		3,266人	4,681人
年度給付費（地域支援事業含む）		4,443,319千円	7,070,768千円
保険料（基準月額）		4,800円	7,500円

5 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、各市町村が毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、65歳以上の被保険者の保険料の剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。なお、この基金は、介護保険事業以外に使うことはできません。